

経済法 I ・ II

経済法の授業では、消費者の利益の確保を目的としている独占禁止法を主に学びます

「経済法」という科目名を聞くと、経済学と関係するの？と思われるかもしれませんが。たしかに経済学との関係がないわけではありませんが、「経済法」の授業では、主に独占禁止法を学びます。「カルテル」や「談合」という言葉は、聞いたことがある人が多いと思います。カルテルや談合の禁止を定めているのが独占禁止法です。あるいは、経済社会では、立場の強い企業と、それより相対的に立場の弱い企業とが取引をするときに、強い企業が弱い企業に無理難題を押しつけることがあります。そんな行為も独占禁止法は禁止しています。独占禁止法を中心に経済法を学ぶと、自らも消費者として参加している経済活動の色々な側面が見えてきます。